

○ 農地法第3条許可事務の流れ

- ・鳥栖市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を40日と定め、迅速な許可事務に努めております。

ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請の流れ

☆事前相談

- ※ 農業委員会事務局までお越しいただき、事前相談をお願いします。

[TEL : 85 - 3569]

☆申請書（農業委員会にあります。）

- ※ 申請書をご記入いただきます。

☆必要書類の入手

- ※ 必要書類一覧表をご参照ください。

申請内容に応じて必要書類が異なります。

- ※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等に申請書提出前の再確認により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。申請前にもう一度、必要書類チェックリストでご確認ください。

☆申請書の提出／受付 （毎月20日締切）

- ※ ご足労ですが農業委員会事務局までお越しくください。

申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は40日です。

- ※ 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の申請内容の審査許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。また、現地調査を行います。

☆農業委員会総会 （毎月4日）

- ※ 農業委員会総会で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。

☆許可書の交付

- ※ 総会后に結果を電話で連絡します。ご足労ですが許可書の受け取り確認印を持って農業委員会事務局までお越しくください。